

令和3年度福岡県教育職員免許法認定講習実施要項（幼稚園用）

- 1 目的 教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園教諭一種免許状を取得させるために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図る。
- 2 名称 令和3年度福岡県教育職員免許法認定講習
- 3 主催 福岡県教育委員会
- 4 開設科目及び日程等 別紙 「幼稚園教員を対象とした認定講習について」のとおり
- 5 会場 中村学園大学（福岡市城南区別府5丁目7番1号）
福岡女学院大学（福岡市南区日佐3丁目4番1号）

6 受講対象者

取得希望免許状	受講対象者
幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種免許状を所有し、県内の幼稚園（特別支援学校の幼稚園部を含む。）に勤務している教員

※ただし、認定講習期間中において産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病気休暇及び病気休職中の者を除く。

- 7 遵守事項 下記「認定講習受講に係る遵守事項」（以下「遵守事項」という。）に反した受講者については、受講を取り消すと同時に所属長に報告するので、受講者についてはこの遵守事項をよく読み、くれぐれもこれに反することがないように注意すること。

「認定講習受講に係る遵守事項」

- 1 教育職員として研修を受けるにふさわしい服装、態度で受講すること。（ジャージ、短パン、サンダル履き等での受講は認めない。）また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためマスクを着用すること。
- 2 講習会場へは公共交通機関を利用すること。受講者の身体的理由等のやむを得ない事由により、事前に県教育委員会の許可を受けた者以外は、大学構内への自家用車の乗り入れは厳禁とする。許可なく大学構内に自家用車を乗り入れたり、近隣商業施設や公園等の駐車場に自家用車を駐車した場合は、発見次第直ちに受講を取り消すこととする。
- 3 原則として、遅刻・欠講・早退は認めない。遅刻・早退した場合は、その時限は欠講したものとする。公共交通機関の遅延による遅刻は必ず延着証明を提出すること。
- 4 講義内容の録音及び写真撮影等は原則禁止とするが、身体的な理由等により必要な場合は、必ず事前に講師の了解を得ること。
- 5 遵守事項に反し受講決定が取り消された場合、職免で受講している者にあつては、職免自体が

- 8 受講料 受講料は徴収しない。ただし、テキスト及び実習費等の経費は受講者負担とし、テキスト等が必要な場合は受講決定時に通知する。
- 9 受講申込方法
- (1) 受講希望者は、取得希望免許状ごとの申込書（様式7）に必要事項を記入の上、所属長に提出すること。
なお、申込書の下欄に氏名（自署）のないものは、申込書として受理しない。
- (2) 所属長は、受講希望者から提出された申込書を取りまとめの上、送付文書（様式10）を作成する。

(3) 申込先及び申込期限

所属長は(1)及び(2)を期限までに下記申込先に送付すること。

なお、提出にあたり一連の申込書は、用紙出力後に記入したもの、パソコン入力したもの、いずれでも構わない。

申込先及び問合せ先	申込期限
〒812-8575 (住所記載不要) 福岡県教育庁教育総務部教職員課管理免許係 Tel 092-643-3894	令和3年7月7日(水)必着

- ・封筒の表には、「認定講習申込書」と朱書きすること。
- ・140円切手を貼った所属長宛ての**返信用封筒**(角形2号、A4の用紙が折らずに入るもの。)を同封すること(7月の受講決定通知の際に使用する。)

10 受講者の決定

各科目の申込者が定員を超過した場合、今までに修得した単位数等を考慮して決定する。

11 単位の認定について

単位は、出席状況と試験等の成績により合格と判定された者に授与する。

- (1) 単位は、同一科目2日間で1単位である。
- (2) 試験等の成績は、「可」・「不可」とし、「不可」は不合格とする。
- (3) 2日間を通じて、理由のいかんにかかわらず、総時数の5分の4以上の出席(講義のみの科目については12時間以上、実技等を伴う科目については15時間以上の出席が必要)がなければ不合格とする。

なお、新型コロナウイルス感染症や台風等の不可抗力により講習を中止した場合も同様の取扱いとする。

12 各会場の駐車場

公共の交通機関等を利用し、自家用車の乗り入れは絶対にしないこと。

13 その他

使用テキスト、持参物、講義室等については、受講決定時に通知する。なお、これらは講義内容等の都合上、一部変更されることがある。

加えて、開設科目名についても変更されることがあるため、適宜ホームページの内容を確認すること。

※ 注意事項等

- 1 受付は、1日目8時45分から9時05分までに行うこと。(受付時に受講票を回収する。)
- 2 「遵守事項」に従い、公共交通機関を利用すること。
- 3 日程 (時間割)

○都合により、終了時間や日程が一部変更になることがあること。

日 程	第1時限 9:15 ~10:00	第2時限 10:00 ~10:45	第3時限 10:55 ~11:40	第4時限 11:40 ~12:25	昼 食	第5時限 13:15 ~14:00	第6時限 14:00 ~14:45	第7時限 14:55 ~15:40	第8時限 15:40 ~16:25
1日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	講 習
2日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	試 験